三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮前五〇九から五一一まで・六〇一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十一月十九日
農林水産大臣　西川　公也
一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町柳字見繕一三五の四、一三七の三、一三七の四、字宇土一三八の五、一三八の六、一三九の四二から一三九の四六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十一月十九日
農林水産大臣　西川　公也
一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字田吹字下田吹東平六七の一、六七の二、六八の一、六八の三、字矢原一一八七、一一八九の一、一一九〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下田吹東平六七の一（次の図に示す部分に限る。）、六七の二、六八の一・六八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字矢原一一八七、一一八九の一、一一九〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十一月十九日
農林水産大臣　西川　公也
一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町西宗字上嶽八三の三、八六、八八、九四、一〇〇、一〇一、一〇三、一〇五、一一八、一二二、一二三、一二七、字下嶽六八、七一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十六年十一月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
合の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市高徳字合沢
一二一〇番　一号から四号まで
一二一一番　五号
一二一二番　六号から八号まで
一二三〇番　九号及び十号
一二三一番　十一号
一二四二番二地先道路敷　十二号
一二四二番一　十三号
一二四三番二　十四号及び十五号
一二四四番　十六号
一二四五番　十七号及び十八号
一二四六番　十九号
一二四七番　二十号から二十二号まで
一二四八番　二十三号
一二四九番　二十四号
一二五一番　二十五号
一二五二番　二十六号から四十一号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ウドン沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県日光市芹沢
字上ノ平　二二一番地先水路敷　一号から四号まで及び四十二号
字糸ノ沢　四五三番　五号から九号まで
四五四番　十号から十三号まで
字下ノ平　二〇三番一　十四号から十七号まで
二一七番　十八号及び三十七号
二一六番　十九号、三十五号及び三十六号
二一五番　二十号及び三十二号から三十四号まで
二一四番　二十一号及び三十一号
二一三番　二十二号、二十九号及び三十号
二一二番　二十三号、二十七号及び二十八号
二〇九番　二十四号及び二十五号
二一〇番　二十六号
二一九番　三十号から四十一号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ワミ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線並びに標柱一号と八号を平成六年建設省告示第千九百二十六号で指定した同号六に掲げる土地及び平成十二年建設省告示第二千六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域